

令和2年度 事務事業総点検シート(1)
[令和元年度事務事業]

一般会計					事務事業分類	A 一般事務事業
事務事業名	公衆浴場衛生確保事業				シート番号	011-245
担当部署名	健康福祉	局	健康部 保健所	部	環境業務	課 評価責任者(課長名) 野田

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	1	市民の命を守る健康・医療体制の強化	無
	2	事業開始年度	昭和 60 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律、堺市公衆浴場衛生確保事業補助金交付要綱			
	4	関連計画				
5	事業実施の経緯	昭和60年度より公衆浴場の安定化経営、公衆浴場PR事業及び構造設備等の衛生維持管理に関連する補助を堺浴場組合に対して行ってきたが、平成18年度以降は事業目的を衛生確保に対する事業と明確にした要綱に改正した。公衆浴場の衛生水準向上に有効な施策として、基幹設備の整備、改善事業及び感染症対策の観点からも欠かすことのできない消毒剤等の購入に関する事業の補助とした。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 () <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ()			
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか)	堺浴場組合			
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか)	一般公衆浴場(物価統制令第4条の規定に基づき入浴料金が定められている公衆浴場)の衛生水準向上を図ることを目的とし、必要な措置を講ずることにより利用者の安全を確保する。			
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	堺浴場組合が実施する公衆浴場の衛生確保事業に補助をする。(主に浴槽水の水質基準(レジオネラ属菌、大腸菌群等)を遵守し、衛生確保を図る) 補助の対象は、基幹設備(ろ過器、集毛器、消毒装置)の整備や改善にかかる経費及び消毒剤等消耗品にかかる経費であり、それぞれ補助対象経費の半額の補助金を交付する。 令和元年度の補助対象施設は18施設である。 <input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()			
10	直接実施以外の主な支出先	堺浴場組合				

Ⅲ. 投入量

項目	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算
11 事業費 (a)	千円	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,150	4,000
主な事業費内訳	公衆浴場衛生確保事業補助	千円	4,000	4,000	4,000	4,000	2,150	4,000
		千円						
		千円						
		千円						
		千円						
財源内訳	国・府支出金	千円						
	受益者負担金(使用料、手数料等)	千円						
	市債	千円						
	その他()	千円						
一般財源	千円	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,150	4,000
12 人件費 (b)	千円	246	246	246	246	486	486	2,050
13 総コスト(c)=(a)+(b)	千円	4,246	4,246	4,246	4,246	4,486	2,636	6,050

令和2年度 事務事業総点検シート(2)

事務事業名	公衆浴場衛生確保事業	シート番号	011-245
-------	------------	-------	---------

Ⅳ. 評価(測定・分析)》

ロジックモデルの考え方



事業の活動実績や成果

令和元年度実績								
活動実績と成果	14	補助対象事業は、堺浴場組合が実施する公衆浴場(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の公衆浴場であって、物価統制令(昭和21年勅令第118号)により入浴料金が統制されている浴場)の衛生を確保する事業である。補助対象経費はろ過器、集毛器や消毒装置などの基幹設備の整備・改善に係る経費と、感染症対策の観点から欠かすことのできない消毒剤の給付に係る経費である。令和元年度は、2施設の基幹設備の整備等に対して349,218円、18施設の消毒剤給付に対して1,800,000円を補助した。						
	15	指標名【成果指標】	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		基幹設備改善施設	件	目標値	6	7	2	2
				実績値	6	7	2	
				達成率	100%	100%	100%	
				評価	良い	良い	良い	
		算出方法・設定根拠など		目標値: 改善を予定している施設数 実績値: 改善された施設数				
	16	指標名【成果指標】	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		衛生確保施設	件	目標値	22	19	18	16
				実績値	21	19	17	
	達成率			95%	100%	94%		
	評価			普通	良い	普通		
	算出方法・設定根拠など		目標値: 対象施設数(施設の廃止に伴い減少している) 実績値: 細菌学的検査基準内の施設数					

事業の効率性

		区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
17	①	基幹設備改善施設	件	6	7	2
	②	上記①にかかる年間経費	千円	1,807	2,144	350
	③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位	301,167	306,286	175,000
	備考(算出についての説明等)					
		区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18	①	衛生確保施設	件	21	19	17
	②	上記①にかかる年間経費	千円	2,194	1,857	1,800
	③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位	104,476	97,737	105,882
	備考(算出についての説明等)					

業績の分析

19	目標を達成できた、または達成できなかった要因や効率性についての分析 (その他、関連情報に基づいた分析)
	市民が利用する堺市内の一般公衆浴場18施設に対し衛生状態を確保するため、一般細菌、大腸菌群、レジオネラ属菌及び過マンガン酸消費量等の行政検査を行った結果、1施設においてレジオネラ属菌が基準値をわずかに超えていた。同施設に対し衛生状態を確保するよう指導をした。また、17施設の検査結果は基準値内で衛生状態が良好に保たれた。

【分析のチェックポイント】

- 事業の達成度はどうでしたか。
- 5W2Hを踏まえて、実施過程に問題はありましたか。
- 資源投入は適切でしたか。
- 事前想定できない外的要因の影響はありましたか。
- 有効性は高いですか。低いですか。
- 効率性は向上していますか。
- RPA等をはじめとするICTを活用する余地はありましたか。
- ターゲットに応じた最適媒体の選定など、戦略的な広報ができていましたか。

令和2年度 事務事業総点検シート(3)

事務事業名	公衆浴場衛生確保事業	シート番号	011-245
-------	------------	-------	---------

《V. 点検》

＜点検の前提＞

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の財政運営は今後一層厳しくなる
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立をめざす

○上記「点検の前提」を踏まえ、事業の抜本的な見直しを検討するもの。 ⇒ 確認

コロナ禍を踏まえた点検（必要性・有効性・効率性）	20	本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を廃止できないか。	事業廃止の可能性 <input type="checkbox"/> 廃止できる <input checked="" type="checkbox"/> 廃止できない	廃止した場合に市民生活等に及ぼす具体的な影響 補助対象である一般公衆浴場は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業要請対象外となっており、市民生活に必要不可欠な施設である。これらの施設における感染症対策を始めとした衛生確保は必須であり、当該補助事業を廃止した場合、衛生状態の維持が困難となり、様々な感染症の拡大等、利用者の安全・安心が確保できない。
	21	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を休止(延期)できないか。	事業休止の可能性 <input type="checkbox"/> 休止(延期)できる <input checked="" type="checkbox"/> 休止(延期)できない	休止した場合に市民生活等に及ぼす具体的な影響 自家風呂を有しない世帯においては、一般公衆浴場は必要不可欠であるため、より一層、衛生状態を良好に保つ必要がある。
	22	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 本市財政運営が厳しくなることが想定される中、事業規模を縮小するなど、コスト縮減を図ることができないか。	コストの縮減 <input type="checkbox"/> 一部廃止しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 一部休止しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 規模等を縮小しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 事業手法等を改善しコスト縮減できる <input checked="" type="checkbox"/> 縮減できない	縮減できる場合は具体的な縮減内容、できない場合はその理由 補助対象である一般公衆浴場は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業要請対象外となっており、市民生活に必要不可欠な施設である。これらの施設における感染症対策を始めとした衛生確保は必須であり、当該補助を縮減した場合、衛生状態の維持が困難となり、様々な感染症の拡大等、利用者の安全・安心が確保できないため。
	23	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 社会経済活動の維持・回復のほか、3密を避けるなどの市民や民間の活動変容への対応に向け、実施手法を改善する必要がないか。	事業手法の適切性 <input type="checkbox"/> 改善する必要がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善する必要がない <input type="checkbox"/> 既に対応できている	改善する場合は改善策、その他は理由 当該事業は、堺浴場組合に補助金を交付する事務手続きが中心となっているため、実施手法を改善する必要はないと考える。また、当該補助は一般公衆浴場の衛生確保を目的としており、感染症対策等の観点からも改善の余地はないと考える。
	24	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 効果的・効率的な事業の実施に向け、右に掲げる視点から改善できないか。	効果的・効率的な事業実施(以下の観点で、改善する(または改善済)場合は <input checked="" type="checkbox"/> 、改善しない(改善余地がない場合を含む)場合は <input type="checkbox"/>) ① <input type="checkbox"/> 公民連携の推進 ② <input type="checkbox"/> ICT活用による効率化 ③ <input type="checkbox"/> 他部局との適切な連携・役割分担 関係部署名 () 関連事業名 () ④ <input type="checkbox"/> 国・府等との適切な役割分担・連携 ⑤ <input type="checkbox"/> 他政令市等との比較におけるサービス水準の均衡 ⑥ <input type="checkbox"/> その他()	理由・説明 ①公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律により、一般公衆浴場(物価統制令第4条の規定に基づき入浴料金が定められている公衆浴場)の衛生向上を図る補助事業は市が行うべきである。 ②施設数が減少傾向であり、また、経営者が高齢化しているため必要ないと考える。 ③関連・類似する事業がないため ④各自治体独自の事業であるため、役割分担及び連携は行っていない。 ⑤他政令市等と同等水準の事業である。20政令市のうち18政令市で同様の事業を行っている。
25	これまでの点検を踏まえ、今後の事業のあり方についてどのように考えるか。	事業の方向性 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止または延期 <input type="checkbox"/> 事業を縮小 <input type="checkbox"/> 改善して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状を継続 <input type="checkbox"/> 事業を拡充 公金投入の方向性 <input type="checkbox"/> ゼロ <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 拡大	実施年度 <input type="checkbox"/> 令和2年度 <input type="checkbox"/> 令和3年度 <input type="checkbox"/> 令和4年度以降	
		所見	一般公衆浴場の衛生水準を維持するため、引き続き基幹設備の改善及び消毒薬の購入に対する補助事業を実施していく。	